

# 相模原市農業委員会第7回会議議事録

開 会 日 時 令和7年9月30日 午後1時33分

閉 会 日 時 令和7年9月30日 午後2時37分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	14	岸 義之		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (14番岸義之委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 清水正之 武信秀直 丸山和紀 小野沢孝

議事録署名人 議 長

.....

議席 7番

.....

議席10番

.....

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第32号	令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
3	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第36号	農用地利用集積等促進計画の要請について
7	議案第37号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	報告第34号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第35号	農地所有適格法人の報告について
10	報告第36号	非農地証明書の発行について
11	報告第37号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
12	報告第38号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第7回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、14番岸義之委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、7番山口幸男委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の傍聴希望者はないので、引き続き、議事を進めていきます。  
それでは、これより日程に入ります。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年8月29日から令和7年9月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

9月17日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告5件となっております。

同日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和7年度補正予算の承認についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

8月29日、農業委員会第6回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

9月11日、旧相模原市区域における相模原市地域計画に係る令和7年度第1回協議の場が行われまして、農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名が出席しております。内容につきましては、地域計画の変更案についてほかでございます。

9月12日、本庁地区の農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員8名が出席しております。内容につきましては、8月の活動報告についてほかでございます。

同日、旧城山町区域、旧津久井町区域、旧相模湖町区域、旧藤野町区域における相模原市地域計画に係る令和7年度第1回協議の場が行われまして、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、地域計画の変更案についてほかでございます。

9月16日、津久井地区の農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。内容につきましては、8月の活動報告についてほかでございます。

9月19日、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定の方針に係る第2回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、都市構造分析に基づく将来都市像及び立地の適正化に関する基本方針についてでございます。

裏面を御覧ください。

9月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

9月16日、農地再生モデル事業を行いまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の消毒でございます。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 議案第32号 令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推

### 進に関する意見について

#### 議長（阿部会長）

続きまして、日程2議案第32号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（清水総括副主幹）

それでは、1ページ目を御覧いただきたいと思います。議案を朗読いたします。

議案第32号令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから8ページを御覧ください。

市への意見の内容につきましては、8月22日開催の農政運営委員会及び8月29日開催の全員協議会等で御審議いただいたものでございます。

その後、9月10日を締切りとして御意見を伺いましたが、委員の皆様からの御意見はございませんでした。

また、本日は全案文の朗読は省略させていただきます。

この市への意見につきましては、本日の総会で御議決いただいた後、阿部会長、菱山副会長、高橋農政運営委員会委員長、西東邦雄副委員長、大塚農地あっせん委員会委員長、山口副委員長の合計6名の農業委員の皆様にご出席いただき、10月3日に市長に提出する予定となっております。

以上で説明を終わります。

#### 議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

#### 質疑なし

#### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

#### [ はいの声 ]

#### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程2議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第33号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-11から3-13及び3-1007から3-1008は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号3-11は、相模原市緑区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、親族間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人は譲渡人の子に当たります。住まいは別ですが、父の農業に従事する子であるため、同じ世帯の一員とみなし、世帯内での所有権移転となります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区麻溝台の畑、1筆955㎡です。今後の作付は、里芋やジャガイモなど露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地2筆1,910㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が330日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

收受番号3-12は、農地所有適格法人である譲受人が、相模原市中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、1筆1,173㎡です。今後の作付はブルーベリーを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地26筆26,537㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、代表取締役が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

收受番号3-13は、相模原市中央区に住む譲受人が、同じく中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区上溝の畑、1筆1,573㎡です。今後の作付はヤマトイモや大根など露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地

12筆10,281㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

続きまして、津久井事務所管内の2件について説明いたします。

10ページを御覧ください。

收受番号3-1007及び3-1008は、農地所有適格法人である譲受人が、緑区日連に住む譲渡人の農地を経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましても、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請地は、日連の畑、2筆1,517㎡です。今後の作付は、サツマイモを予定しています。審査基準につきましても、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地21,667㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上につきましても、代表社員が300日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましても、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がありましたら、お願いいたします。

收受番号3-11については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

#### **13番（志村委員）**

9月23日に現地確認へ行ってまいりました。峰山霊園の南側にあり、かなりきれいな農地がたくさんあるところなので、3条で引き続きやっただけということなので、特に問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3-12については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

#### **7番（山口委員）**

9月18日に小俣推進委員と一緒に確認してまいりました。こちらは3年ほど前から既に譲受人が借用してまして、ブルーベリーの作付を行っております。当日もきれいに作付されており、そこが今回所有権移転されるということなので、全く問題ありません。これから先もきれいに作付されるかと予想されます。歓迎すべき案件だと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3-13について、中央区担当、鈴木輝彦委員、お願いいたします。

#### **9番（鈴木委員）**

譲受人は、私と一緒に青壮年部をやっており、園芸部にも加入しましたので、問題ありません。隣の圃場も既に譲受人がやっているため、何も問題ないと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号3-1007及び1008については、藤野地区担当、黒木竜郎委員、お願いいたします。

**4番（黒木委員）**

9月19日に倉田泰明推進委員と一緒に現地に行きました。この写真で分かるように、栗がまだ何本かあるんですけど、それもきれいに抜根していくということで、ただ、私たちが行ったとき、シカの足跡があったんですね。サツマイモを作るということで、シカ柵をやって、周りには影響はないと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

**5番（藤村委員）**

3-11について、親族間のということですから全く問題ないんですけども、引き受ける方が日連にいて、南区からすると遠いと思います。里芋を作るということで、少し気になります。

**事務局（武信総括副主幹）**

この方は、農作業時は磯部にある父の家に泊まって作業をしております。

以上です。

**5番（藤村委員）**

分かりました。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**5番（藤村委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですね。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第33号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程3議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第34号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-4及び4-1002は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

收受番号4-4は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆965㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は友愛温泉病院の南約360mです。

本庁分は以上です。

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

收受番号4-1002は、申請人が所有する青山の農地、1筆459㎡のうち48.62㎡を無人直売所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、国道413号に面しており、週末や休日は多くの観光客及び周辺キャンプ場来場者の利用が期待できることから、生産した野菜や果樹を販売する直売所として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、縁石を設置し、雨水については、雨水浸透柵による敷地内浸透とする計画です。申請地は津久井中央小学校の南西約1,400mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんには現地調査に行っていていただいております。補足説明、御意見を伺いたいと思います。

收受番号4-4については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### 13番（志村委員）

9月23日に現地確認へ行ってまいりました。写真を見ると、大変きれいに耕うんされているんですけど、私が見に行ったときは、まあまあ、草が出ていました。この写真は、両隣が資材置場でして、奥も資材置場となっております。転用はやむを得ないのかなと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号4-1002については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

**18番（菊地原委員）**

9月25日に現地調査を行いました。現地は今説明にもあったとおり国道に面しています。自宅の続きの農地の一部に直売所を設置することなので、特にこの部分の転用は問題ないと思われます。

以上です。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

**5番（藤村委員）**

4-1002について、私の記憶だと、この手の申請は初めてではないかなと思います。これは農業用ですが、転用許可申請しなければいけない案件ですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

直売所や加工施設につきましては不許可の例外には当たらないので、許可が必要になります。

**15番（高橋委員）**

同じ4-1002ですけれども、例えば、基礎があるとかないとか、そういう問題で許可が必要とか必要でないということがあるんでしょうか。

**事務局（武信総括副主幹）**

用途性が関係してしまして、直接、農業の栽培に関わるものなのか、そうではないのかにより、許可を得る農業用施設と許可を得ないで建てられる農業用施設に分かれております。

**15番（高橋委員）**

よく分からない。

**事務局（武信総括副主幹）**

集出荷施設、作物用の倉庫、農機具を入れる倉庫などについては、200㎡以内のものは許可不要とされていますが、販売施設や加工施設は許可の対象になっております。

**15番（高橋委員）**

今まで許可も得ずに直売所を建てたりしていたんですけれども、許可が必要だったのですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

数年前までは、直売所は農業用倉庫などに附帯して設置される場合については、許可不要でしたが、現在は許可対象の取扱いになっております。

以上です。

**15番（高橋委員）**

ありがとうございました。

**議長（阿部会長）**

それでは、ほかに御発言ございますか。

## 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第34号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第35号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-13から5-14及び5-1028から5-1031は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから18ページを御覧ください。

收受番号5-13は、譲受人が、譲渡人が所有する下溝の農地、1筆1,133㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、不動産賃貸業を営んでおり、隣接地を使用する運送会社からの要望により、新たに駐車場を敷地拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝十三ノ原公園の北東約130mです。

続きまして、收受番号5-14は、譲受人のDHAKA INTERNATIONAL株式会社が、譲渡人が所有する田名の農地、1筆1,338㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在、賃借により使用中の資材置場及び駐車場を返却し、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、鋼板単管パイプを設置し、西側一部は既設鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は黄金山公園の南約260mです。本庁分は以上です。

続きまして、津久井事務所管内の4件について説明いたします。

收受番号5-1028は、譲受人の株式会社克義建工が、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、17筆2,866㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、事業規模拡大に伴い、現在、賃借にて使用中の資材置場及び駐車場が手狭となるため、現在の資材置場、駐車場を返却し、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、コンクリートブロック2段から3段積み及びRC擁壁を設置し、雨水

については、雨水浸透施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の北西約1,500mです。

続きまして、収受番号5-1029は、借受人の滝沢電機株式会社が、貸出人が所有する緑区牧野の農地、1筆132㎡に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、使用中の駐車場の一部が鉄塔敷きとなり、使用できなくなることから、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、コンクリートブロック1段積みを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はふじの温泉病院の東約1,300mです。

続きまして、収受番号5-1030は、借受人が、貸出人が所有する緑区若柳の農地、2筆329㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、申請地に隣接する祖父世帯と同居しており、子供も成長し、手狭となったため、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段積み及びRC擁壁を設置し、雨水については、雨水浸透柵による敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は内郷保育園の北約520mです。

続きまして、収受番号5-1031は、譲受人の株式会社積製作所が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地、2筆2,103㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、事業規模拡大に伴い、現在使用中の資材置場及び駐車場が手狭となるため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、外周に畦シートを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はふじのこども園の南約400mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに現地調査に行っていただいております。補足説明、御意見がございましたら、お願いいたします。

収受番号5-13については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### **13番（志村委員）**

9月23日に現地調査へ行ってまいりました。この場所は以前も転用がありまして、その続きで必要ということで、境界もしっかり確認できています。まだ周辺に農地がありますので、ぜひ、譲受人の方には、周りの農地の迷惑にならないように管理をお願いしたいと思います。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-14については、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

### **12番（木下委員）**

井上直樹推進委員とともに、9月17日水曜日に現地調査へ行ってまいりました。以前より、この土地は産業廃棄物のような大分荒れた土地になっていまして、いろいろ物が置いてあったんですが、すごいきれいになっていました。1つ確認したいんですけど、両端がきれいに畑をされており、土留めを鋼板で行うということですが、今、大量の雨が降る時代になりまして、土留めが適切に行われれば大丈夫だと思うんですけど、土地が大分高い位置にあり、両端が低い土地になっていまして、奥行きも大分ありまして、坂になっております。その辺を確認したいと思いました。

以上、特にほかは問題ないと思いました。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1028については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

### **8番（西東委員）**

9月25日に現地確認してまいりました。多分、昔は里山の中のきれいな水田だったんだろうなということを感じましたが、現在は荒地になっていまして、周りに水田もなくなり、資材置場の状態のところが多いんですけども、仕方がないことかなと思っております。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1029については、藤野地区担当、黒木竜郎委員、お願いいたします。

### **4番（黒木委員）**

9月19日に倉田典昭推進委員と一緒に現地確認に行つてまいりまして、この写真を見ると分かるんですが、右手が滝沢電機という会社で、会社の横の通路のところで、隣の畑を見ても段差がないので、コンクリートブロック1段積みで砂利敷きだったら、別に問題ないと思われまふ。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1030については、相模湖地区担当、岸義之委員ですが、本日、欠席でございます。同委員から報告を受けておりますが、事務局に確認の上、現地調査を行つており、問題なく、転用はやむを得ないと思われるとのことでございます。

続きまして、收受番号5-1031については、藤野地区担当、檜島真委員、お願いいたします。

### **17番（檜島委員）**

9月26日に現地を調査してまいりました。その前に、推進委員の守屋さんが現地を見ておりますが、守屋さんから連絡があつたのは草だらけだったということですが、私が26日に見に行ったときには、隣接する部分の2mぐらひは全部草が刈つてあり、この図でいうと、上段の部分のところはきれいに、ちょうど本人が刈つておりました。多分、今週中にはきれいになっていくのかなと思ひます。周りの部分が住宅と農地になつ

ておりますので、資材置場という形で、高いフェンスなどを設置する予定はないので、問題はないのかなと思っています。住宅は一段上になっておりますので、そちらに雨水とかが流れることはなく、ただ、なだらかな感じですので、中間に農道というか、コンクリートではない普通の土の道路があるので、その部分をどのような形で通過していくのか、そこが1点気になる場所ではありますが、ほかに問題はないと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりましたが、收受番号5-14の隣接農地への土留めの関係を事務局から説明していただきます。また、今、檜島委員からお話がありました真ん中の道路も事務局から説明をお願いします。

#### **事務局（武信総括副主幹）**

まず、5-14につきましては、鋼板60cmのものに1mの単管でしっかりと打ち止めると伺っておりますので、特に問題はないと考えております。

続きまして、5-1030の真ん中にある法定外道路につきましては、両側を塞ぐことなく往来ができる形で道路として形を残すと、土地利用計画もなっておりますし、津久井土木事務所とも調整をしておりますので、特に問題はないとなっております。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **7番（山口委員）**

5-14と5-1031がちょっと気になっているんですけども、接している道路、実は5-14の辺りって時々通るんですけども、たしか軽トラが通れる程度の道だったような気がするのですが、そこに資材置場だと、ある程度、大きい車が入ってくるのではないかなと思うんですけども、5-14と5-1031、道路の幅は大丈夫なのかなとちょっと懸念しているところです。

#### **事務局（武信総括副主幹）**

5-14につきましては、南側の道路の幅員が4.76mありまして、そちらについては測量会社が入りまして、境界確定を既にやっている場所になります。

5-1031につきましては、10トントラックが入るという説明を受けているんですけども、こちらの幅員は大体4mぐらいになっておりまして、10トントラックが通るにはかなりぎりぎりだと思うんですけども、使用頻度が月に2回程度と聞いておりまして、地元との調整につきましては、業者に月2回ほど10トントラックが出入りするということで調整をさせているところでございます。

以上です。

#### **16番（加藤委員）**

5-13ですけど、今回の案件の隣の許可済みになっている場所は、いつ頃許可したか、ちょっと記憶がなかったんですけど、一番聞きたいのは、第1種農地で、こういう転用は記憶がない気がするんですけど、どういう理由で転用ができるんでしょう。

#### **事務局（武信総括副主幹）**

こちらの許可基準につきましては、既存敷地の拡張というものがありまして、既存面

積の2分の1以内であれば既存敷地の拡張ができるという基準が第1種農地にありまして、既存面積2,885㎡に対して、その2分の1というと1,442㎡になりますので、今回の申請面積が1,133㎡で、この基準に当てはまるということで許可を出しております。

前回の許可については、正確な日付までは思い出せないんですけども、半年以上前に許可を出したところの敷地拡張となっております。

要望法人につきましては、株式会社ワークステーションというところになりまして、現在、車を138台所有しております、そちらをこの場所に集約するというところで確認をとっております。

以上です。

#### **16番（加藤委員）**

そのとき、私が欠席していたのかどうか分からないんですけど、では、半年ぐらい前のときの許可の理由というのは何だったんでしょう。第1種農地に駐車場の許可が出たんですよね。

#### **事務局（武信総括副主幹）**

案内図を御覧いただいてよろしいでしょうか。14ページの許可済みと書かれているところにつきましては、許可を取ったのが令和6年度中になるんですけども、この時点で許可済みというところは第3種農地の立地となっております。

#### **16番（加藤委員）**

3種？

#### **事務局（武信総括副主幹）**

接道している道路に下水道と水道が入ってまして、2管2指標の立地で許可を出しました。その後にトラックの集約をしたいということで、今回、敷地拡張ということで、既存敷地の拡張という基準で許可申請になっております。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

### **質疑なし**

#### **議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第35号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

### **全員挙手**

#### **議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第36号 農用地利用集積等促進計画の要請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第36号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1から7-3及び7-1013から7-1017は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページから23ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、利用権設定をするための農用地利用集積等促進計画の作成を農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

本庁管内の3件について説明いたします。

整理番号7-1から7-3は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計3件、7筆8,082㎡です。なお、7-1の利用目的でハウスとあるのは、ビニールハウスで多肉植物を栽培する目的のものです。

本庁分は以上です。

引き続き、津久井事務所管内の5件について説明いたします。

今回の5件については更新分となります。

整理番号7-1013から7-1017は、期間満了に伴い、提出された申請で、5件、8筆5,122㎡でございます。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第36号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第37号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、24ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第37号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-21から7-41及び7-1006から7-1007は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年9月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25ページから29ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の21件について説明いたします。

整理番号7-21から7-23は、耕作者の変更に伴い、貸借の権利を設定するもので、合計3件17筆、7,599.73㎡です。契約期間は従前の貸借の期間を引き継ぎ、7-21及び7-22が1年2か月、7-23が2年2か月となっています。利用目的は露地野菜の栽培です。

続いて、整理番号7-24から7-41は、期間満了に伴う更新のための貸借の権利を設定するもので、合計18件、36筆26,773㎡です。このうち、7-33については、耕作者の変更に伴うものです。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、7-35を除き、それぞれ150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、7-35が審査対象です。

第3号イ適切な役割分担要素について、地域での話し合い活動への参加など、役割分担の計画が示されています。

第3号ロ役員1人以上の常時従事要件について、理事長が150日の農業従事見込みとなっており、要件を満たしております。

以上のことから認可要件第2号及び第3号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

引き続き、津久井事務所管内の2件について説明いたします。

今回の2件については、更新分となります。

整理番号7-1006から7-1007は、期間満了に伴い、農地中間管理機構に提出された申請で、2件3筆1,932㎡です。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地は適切に管理されております。

第2号ロ常時従事要件について、150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件につきましては、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第34号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に  
ついて

日程 9 報告第35号 農地所有適格法人の報告について

日程10 報告第36号 非農地証明書の発行について

日程11 報告第37号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報  
告について

日程12 報告第38号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に  
ついて

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から補足説明はありますか。

**事務局（武信総括副主幹）**

特にございませぬ。

**議長（阿部会長）**

事務局からの補足説明等はありません。

委員から御発言があれば、お願いいたします。

**5番（藤村委員）**

45ページ、34番、相続はいいんですけど、生産緑地が25㎡というのは、こういうのはありますか。何かで切り売りしてしまっただけで残った分とか、そういうのがあるのかな、よく分からないけど、25㎡ってあり得ない数字だと思うんですけど。

**事務局（武信総括副主幹）**

すみません、こちらの経過につきましては、調べて後で報告させていただきたいと思っております。

**5番（藤村委員）**

はい、分かりました。

もう一つ、53ページ、93番、さっき、駐車場が広がったというので出てきた案件と似たような番地ですけど、ここは市街化区域ならこの報告で済むんですけど、どういう場所ですか、農用地区域や調整区域ではないのでしょうか。

**事務局（武信総括副主幹）**

こちらにつきましては市街化の届出になりますので、市街化区域という形になります。

## 5番（藤村委員）

場所はどのあたりでしょうか。

## 事務局（武信総括副主幹）

場所的には、今、どこということは言えないんですけども、市街化区域か調整区域かというのは確認を取って受理していますので問題ないと思います。

## 議長（阿部会長）

それでは、先ほどの25㎡のところは、事務局から、また報告願います。

## 2番（築地原委員）

初歩的な質問かもしれませんが、31ページ、従事者証明の届け、2-9は故障によりということで一部申請が出ています。故障の内容についてと、申請者と従事者が同一人物であることについて確認をさせてください。

それから、もう1点は46ページ35番、相続の届出ですけど、届出地が淵野辺ですが、生産緑地も含まれているわけですけど、特にあっせんの有無ではないということなので、農業者で継続されるということであればいいのかもしれないけど、その点、ちょっと気になりました。

それから、同様ですけど、47ページ36番、横浜市に在住されている方が届出人ですけど、畑地状態で44アールぐらいあるので、これもあっせんなしですね。この方が実際耕作されるのであれば問題ないかもしれませんが、お住まいとの関係も含めて、ちょっと気になる場所なので教えていただければと思います。

以上3点です、お願いします。

## 事務局（清水総括副主幹）

最初に御質問いただきました31ページの件につきましてお答えいたします。買取り申出事由が故障ということで御質問があったと思いますが、この方が体調を崩されて、継続して農作業ができなくなったということで、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が出されたものでございます。

## 2番（築地原委員）

全部ではない？

## 事務局（清水総括副主幹）

一部になります。残す農地は親族が耕作し管理していく予定です。

## 事務局（武信総括副主幹）

御指摘のありました生産緑地の35番につきましては、御本人が耕作するという話を聞いています。

36番につきましては、近隣の方に作業を委託してあるという話を聞いております。

以上です。

## 2番（築地原委員）

ありがとうございます。

## 議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程8報告第34号から日程12報告第38号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第8回総会は、令和7年10月31日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第7回総会を終了いたします。